

お知らせ

住宅用火災警報器

不適切な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

全国で不適切な訪問販売が発生しているという情報が寄せられています。次に紹介する事例を参考に、被害に遭わないよう注意してください。

消防職員を装うケース

消防職員の身分をかたり、住宅用火災警報器が義務になったと取り付け、法外な代金を要求するケース。

消防職員が住宅用火災警報器を訪問販売することはありません。必要により身分を証明するものを要求してください。

恐怖心をあおるケース

設置しないと罰金を取られる。火災保険が下りないなどと、恐怖心をあおるケース。

住宅用火災警報器について罰則制度はありません。また、火災保険が下りないということもありません。

クーリング・オフ制度とは

「だまされた。高額な請求をされた」。そんなときはクーリング・オフ制度を活用できます。

消費者が申し込みや契約をして、内容を記載した書面を受け取った日から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については八日間）であれば、消費者は代金を支払う必要はなく、支払い済みの代金なども全額返還してもらおう権利があるという制度です。詳しくは消費生活センターなどに問い合わせてください。

○消費生活センター ☎052(962)0999

早期設置が最大の被害防止策です

信頼のおける販売店で購入して設置することが、最大の不適切訪問販売被害防止策となります。家族の命を火災から守るためにも一日も早く設置してください。

問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎(2)11491

ウォーキング教室参加者を募集

運動習慣がある方も無い方も、自分のペースで参加できます。正しく効果的な歩き方を身に付けて、ウォーキングをはじめてみませんか。

9月2日(木)
9月9日(木)
9月16日(木)
9月30日(木)
10月7日(木)
10月14日(木)
10月21日(木)

午後七時半～午後九時

場所

勤労福祉センター（エスペランス丸山）多目的ホール
講師

健康体操教室ハローフレンズノア 伊藤敦子先生

持ち物 タオル、飲み物など

申し込み・問い合わせ先

環境衛生課 ☎(48)1111

(内311・312)

ご寄付ありがとうございます

阿久比町商工会 様

阿久比町へ現金四万八千円を「福祉事業に役立ててください」と、ご寄付いただきました。

寄付金は六月二十九日白沢グラウンドで開催された、商工会法施行五十周年記念事業「グラウンドゴルフ大

シリーズ税金Q & A

シリーズで税金の疑問について紹介していきます。

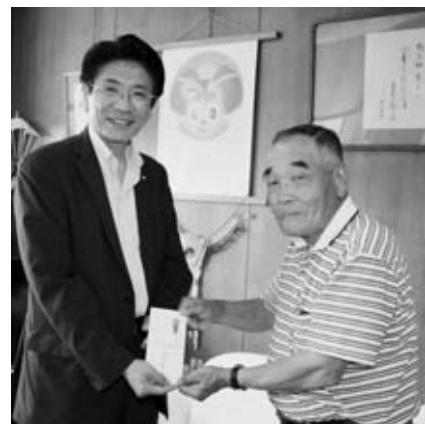
Q. 固定資産税の評価替えとは何ですか？

A. 毎年度評価替えを行い、その結果をもとに課税を行うことが理想的ですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能です。課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあることなどから、土地と家屋は原則として3年間評価額を据え置く制度、つまり3年ごとに評価額を見直す制度となっています。

評価替えは、3年間の資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業です。

なお、土地の価格は、平成22年度（第2年度）・平成23年度（第3年度）は、地価の下落があり、価格を据え置くことが、適当でないときは、簡易な方法で価格を修正することとなっています。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内218・231)



会」のチャリティー募金で集まったものです。

チャリティー募金の目録を町長に手渡す竹内幸太郎商工会長